第935回教育委員会定例会会議録

- **1 招集日時** 令和 2 年 9 月 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 第一会議室
- 3 出席者 伊東教育長,伊藤委員,齋藤委員,千木良委員,小室委員,小川委員
- 4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長,松本教育監兼教育次長,安住総務課長,大町教育企画室長,小幡福利課長, 時枝教職員課長,千葉義務教育課長,遠藤参事兼高校教育課長,川村特別支援教育課長, 浅野施設整備課長,鈴木スポーツ健康課長,嘉藤参事兼生涯学習課長,天野文化財課長 外

- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第934回教育委員会会議録の承認について

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って)承認する。

7 第935回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について

伊 東 教 育 長 齋藤委員及び小室委員を指名する。

本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

伊東教育長

「6 議事」の各議案については、非開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については、秘密会とする。

秘密会とする案件には、本日速やかに処理することが必要なものがあるため、先に第 2号議案を審議し、第1号議案は「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議する こととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 令和3年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者:松本教育監兼教育次長)

令和3年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について御説明申し上げる。資料は、1ページから4ページと別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。令和3年度に県立の高等学校及び特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている学校で使用する教科用図書については、4月に教育長が専決処分により決定した資料3ページの「基本方針」及び資料4ページの「採択基準」に基づき、5月中旬から6月下旬にかけて、各学校において、学校の特色や生徒の実情を踏まえ、自校の教育課程と照合しながら採択を希望する教科用図書の選定を行った。

その後、指導主事による事前審査を経て、各教科の指導主事及び外部有識者からなる「採択審査委員会」

を8月に開催し、学校の特色や生徒の実態に配慮されているか、各学校の教育課程との整合性が図られているかなどの観点で審査した結果、各学校で行われた教科用図書の選定はいずれも採択希望の理由が適切であり、妥当であると判断された。

次に、別冊資料を御覧願いたい。これは、使用希望のあった教科用図書を学校別に整理した一覧である。 表紙裏には、各学校がどのページに記載されているか示している。1ページから35ページまでが高等学校分、36ページから39ページまでが特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている4校分である。

県教育委員会では、審査委員会の結果を踏まえ、別冊資料のとおり教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、9月3日付けで専決処分したので、同条第2項の規程により御報告する。

今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) (質疑なし)

(2) 令和3年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について

(説明者:松本教育監兼教育次長)

令和3年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について御説明申し上げる。資料は、5ページから6ページと別紙である。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。令和3年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法第34条第1項、第49条及び同法附則第9条の規定による教科用図書については、6月の教育委員会において決定された基本方針及び採択基準等に基づき、各特別支援学校において採択を希望する教科用図書の選定を行った。

その後,指導主事等による事前審査を経て,大学教授や各障害種の特別支援学校長等で構成された教科 用図書採択検討会議において,新学習指導要領との関連,小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点な どから審議した結果,令和3年度に使用する教科用図書として,いずれも妥当であると判断された。

県教育委員会ではこの審議結果を踏まえ、別紙1ページから4ページのとおり教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月31日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

今後も、公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質疑) (質疑なし)

10 課長等報告

(1) 令和2年度学校基本調査速報(宮城県)の概要について

(説明者:総務課長)

令和2年度学校基本調査速報(宮城県)の概要について御説明申し上げる。資料は、1ページから3ページである。

この調査は、統計法に基づき、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、先月25日に速報が公表されたので、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の状況を中心に御報告をさせていただく。なお、文部科学省では、今年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校側の十分な回答期間を確保するために調査期間を延長したことから、速報における公表項目を、学校数、在学者数及び教員数等に限定することとし、例年速報で公表している「中学校及び高等学校の卒業者の進路状況」については、12月に確報値として公表する予定となっている。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。まず、「学校数、学級数、在学者数及び教員数の増減」についてあるが、前年度からの増減状況は御覧のとおりであり、その詳細は、次のページに記載している。

資料2ページを御覧願いたい。上段の「表1」は、学校種ごとの「学校数、学級数、在学者数及び教員

数」並びに前年度からの増減状況を表したものである。全体的な傾向として、在学者数は減少傾向にあり、少子化が大きな要因の1つとして考えられる。この傾向は、全国的に見ても同様となっている。本県の学校数については、小学校は前年度から2校減少し381校、中学校は前年度と同数で、207校となっている。高等学校全日制課程の1校増加については、私立の日本ウェルネス宮城高等学校の開校によるものである。

学級数,在学者数,教員数については、記載のとおりであるが、在学者数について、小学校は、昭和23年の調査開始以来、最少の人数となっている。一方、中学校は、前年度に比べ、わずかに増加しているが、主に自然増によるものと考えられる。なお、中学校では、学級数及び教員数についても、前年度に比べて増加しているが、その主な要因として、特別支援学級の増加が挙げられる。また、特別支援学校の在学者数については、今年度はわずかに減少したものの、10年以上、増加傾向が続いている。これは、特別支援教育に対する理解が進み、特別支援学校に子供を入学させる保護者が増えたことなどによるものと考えられる。全国の数値でも、特別支援学校在学者数は過去最多となっている。このほか、高等学校通信制の在学者数が増加しているが、特に、県外在住者も受け入れる私立学校において、増加が見られる。全国的に見ても、通信制高校の在学者数は過去最多となっており、多様化する学びのニーズを背景として、需要が高まっているものと考えられる。下段の「表2」には、各学校種における新設校、廃止校の状況を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「図1」は、校種別の在学者数について、昭和23年度からの推移を表したものである。先ほども申し上げたが、小学校では、調査開始以来、過去最少となっている。全国の値でも同じ傾向が見られ、小学校及び中学校で過去最少となっている。

本件については、以上である。

(質疑) (質疑なし)

(2) 令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(説明者:教職員課長)

令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考第1次選考の結果について御報告申し上げる。資料は、4ページである。

第1次選考の合格発表を8月19日(水)に行った。出願者1,904名のうち、ウェブ実施の適性検査不受験者、書類不提出者を含む欠席者が259名いた。そのため、受験者は1,645名で、うち合格者は1,148名とした。受験者に対する1次合格者の倍率は、1.4倍で、2次試験に回す人数を増やすことで、より人物を重視した採用選考につながるよう考えている。

第2次選考は、9月3日(木)から5日(土)及び10日(木)から13日(日)の日程で行い、10月23日(金)の午前10時に最終合格者の発表を行うこととしている。なお、第2次選考においても、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して行っていく。

本件については,以上である。

(質疑) (質疑なし)

(3)2020年第36回学習デジタル教材コンクール「文部科学大臣賞」受賞について

(説明者:総合教育センター所長)

2020年第36回学習デジタル教材コンクール「文部科学大臣賞」受賞について御説明申し上げる。 資料は、5ページおよび別紙である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。新学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの環境整備やこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されている。そこで、総合教育センターでは、令和元年度長期研修の専門研究において、児童生徒がICT機器を活用して協働学習や個別学習ができるようになることを目指して、教員向けのタブレット端末活用研修パック「+タブレ2.0」を開発した。この研修パックを、公益財団法人学習情報研究センターが主催する「学習デジタル教材コンクール」に応募し、応募総数65本中、最高賞の「文部科学大臣賞」を受賞した。本コンクールにおいて、

総合教育センターが文部科学大臣賞を受賞するのは、今回で2年連続4回目となった。

それでは、この研修パックの概要等について、紹介させていただく。別紙1ページ上段を御覧願いたい。 宮城県では、平成29年3月に「第2期みやぎの教育情報化推進計画」が策定され、ICT活用「MIYAGI Style」の2段階目である協働学習、3段階目である個別学習へと授業活用を進めている。 総合教育センターでは、平成27年度に一斉学習におけるICT活用に関する資料「+タブレ」を作成した。しかし、「MIYAGI Style」で2段階目以降として提案している児童生徒が一人1台のタブレット端末を活用推進するための研修資料がない状態であった。そこで、本県の実情に即した協働学習や個別学習におけるタブレット端末の活用に関する資料として、この研修パック「+タブレ2.0」を作成した。「+タブレ2.0」の構成は、短時間で研修が行える3つのステップでできている。各ステップで必要な動画や資料はパックの中に入っており、学校で研修を行う際の準備の負担を減らすことができる。

ここで,「+タブレ2.0」の概要等をおよそ3分の動画にまとめたので, 御覧願いたい。

このように「+タブレ2.0」では、用意された動画や資料を用いることで3つのステップの、どの部分からでも研修が手軽に行え、学校の教員も児童生徒も「タブレット端末を授業で使えるようになる」ことを目指している。

別紙2ページを御覧願いたい。昨年度行った「+タブレ2.0」を用いた効果検証では、ステップ1を受講した教員の96.9%が「イメージが持てた」、ステップ2の受講で「使えるようになった」と回答し、実際にICTを活用した授業を実践していた。このようなことから、「+タブレ2.0」による研修会が協働学習や個別学習におけるICT活用の推進に貢献できると考えている。この「+タブレ2.0」は、総合教育センターのホームページにて公開している。

国の「GIGAスクール構想」により、現在、各市町村では急速に児童生徒1人1台端末の整備が進んでいる状況にある。今後、実施する「ICTを活用した授業づくりリーダー養成研修会」等で活用方法を周知していきたいと考えている。加えて、各学校において教科指導におけるICT活用が充実するように支援していきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質疑)

伊藤委員

2年連続4回目の文部科学大臣賞受賞、お祝い申し上げる。この「+タブレ2.0」に関わった全ての職員の日頃の御努力は相当のものがあったと思う。それがこのような形で認められたということは、非常に高く評価したい。言うまでもなく、国が推進するGIGAスクール構想の中では、子供たちの情報活用能力を育てるということが重要である。この「+タブレ2.0」はホームページ上でも公開されるとのことであるので、是非これを有効活用することで、宮城県で学ぶ子供たちが、ICTを活用した学習活動をしっかりと理解できるようになることを心から望む。

総合教育センター所長

補足であるが、同じホームページ上で、ICTを活用した授業作りの入門編として、さらに細かい授業の作り込み方や、県内で導入の動きがあるGSuiteでは何ができるのか、授業ではどのような資料を作れば良いのかなどについて、教員の理解を促すような資料をスライド形式で提供している。

伊東教育長

GIGAスクール構想の推進に向け、県も市町村もハード面での環境整備を進めているところであるが、教員がICTを活用して子供たちに指導できる力をつけていくことは重要であるものの、忙しい中で一人ひとりが努力してそうした力を養うことが難しいという話も聞いている。今回、非常に良い教材を作っていただいたので、しっかりと活用できるよう推進してまいりたい。

11 資料(配布のみ)

- (1) 令和3年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について
- (2) 美術館特別展「東日本大震災復興祈念 東山魁夷 唐招提寺御影堂障壁画展」
- (3) 東北歴史博物館特別展「伝わるかたち/伝えるわざー伝達と変容の日本建築」

12 その他

スポーツ健康課長

貞山高等学校の生徒1名が新型コロナウイルス感染症患者と確認されたことについて,口頭で御報告申し上げる。

まず、当該生徒の登校状況及び症状等について、9月2日(水)及び3日(木)に登校しており、現在は重篤な状況ではないため、自宅で療養中とのことである。ただし、今後軽症者等が療養するホテルに滞在することとして調整しているところである。また、同校の生徒や教職員の濃厚接触者については、現在保健所が確認している。

貞山高等学校では、昨日、当該生徒の感染が判明したことから、午後に全校生徒を下校させ、本日8日(火)から11日(金)までを臨時休業とし、臨時休業期間中は感染拡大防止のため、校内への立入を禁止としている。さらに、10日(木)に消毒作業を行う予定と聞いている。当該学校の生徒と保護者に対しては、昨日午後に事実関係をメール等で連絡しており、学校のホームページへの掲載も行っている。

なお、本件については昨日記者発表を行ったが、その際、個人の特定や誹謗中傷・風評被害につながらないような対応を報道各社に依頼している。また、各学校においても感染に関する教育や予防対策に取組んでいるところだが、今後もさらに感染拡大防止に努めてまいりたいと考えている。

本件については,以上である。

13 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長 次回の定例会は、令和2年10月28日(水)午前10時から開会する。

14 閉 会 午後3時06分

令和2年10月28日

署名委員

署名委員